

第 343 回月例会・報告概要

開催日：2016 年 6 月 25 日（土曜日） 10：00～

報告者：池田 佳史（弁護士、栄光綜合法理事務所）

テーマ：製造物責任と立証内容（発火事故を中心として）

報告者コメント：事業者間で機械等の売買が行われた後、発火事故が起こった場合、機械の欠陥に基づくものかどうかが争いとなる。その場合、引き渡し後相当な年月が経過している上に、発火により発火元とみられる機械が毀損していることもめずらしくなく、立証に影響を与えるものと思われる。そのような事件において、裁判所の判断の傾向を調査するため、発火事故における判例を中心にして発火事故以外の判例も参考にして本報告を行うものである。

-----  
報告概要：

はじめに

第 1 民法・商法と製造物責任法

第 2 製造物責任法施行以前の事案に対する事例

●大阪地判平成 17 年 5 月 27 日（判例時報 1915 号 65 頁）

1 立証責任

→引渡時の欠陥＝過失が事実上推定される場合がある。

引渡時の欠陥に該当する具体的事実は原告に立証責任

2 瑕疵または欠陥について

第 3 製造物責任法施行後に請求が認められた事例

●大阪地判平成 21 年 8 月 7 日（判例タイムズ 1346 号 225 頁）

1 立証責任の分配

→不具合が製造後の事情によるものと疑うべき事情がない以上、原告はそれ以上具体的な主張立証責任を負うものではない。

2 欠陥について

3 過失相殺

●東京地判平成 27 年 3 月 30 日（判例時報 2269 号 54 頁）

1 立証責任の分配

2 発火原因について

第 4 製造物責任法施行後に請求が認められなかった事例

●東京地判平成 19 年 2 月 5 日（判例時報 1970 号 60 頁）

1 立証責任の分配

→（高度かつ専門的な製造技術が必要な工業製品であっても）欠陥の存在と欠陥と損害の因果関係の立証責任は製造物責任を追及する者が負う。

2 欠陥について

3 出火原因について

●東京地判平成 26 年 3 月 27 日（判例時報 2228 号 43 頁）

1 立証責任の分配

→（自動車のパンクにおいて）パンク等したのちに後続車等との接触を避けながら停車するために必要な最短距離を走行したにすぎないにもかかわらず、その走行継続を原因として火災が生じた場合は、それ以上に具体的な原因を原告において明らかにしなくても、欠陥が推定される。

第 5 事業者対消費者の事例

●仙台地判平成 19 年 7 月 10 日（判例時報 1981 号 66 頁）

1 立証責任の分配

●仙台高判平成 22 年 4 月 22 日（判例時報 2086 号 42 頁） 上記仙台地判の控訴審

1 立証責任の分配

→欠陥の箇所・発生原因・科学的機序が未だ解明されないものであっても、本系携帯電話が熱傷の発生源であり、通常予定される方法により使用されていた間に熱傷が生じたことさえ立証すれば欠陥があるということができる。

まとめ

- ・機械内部からの発火事故→欠陥の立証のハードル低い傾向
- ・部品に欠陥があった可能性のある場合における、部品メーカーの取り扱い

以 上